

令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る区市町村補助金交付要綱

7 安総治第 258 号

令和 8 年 3 月 27 日

(目的)

第1条 この要綱は、区市町村が地域の実情に合わせて実施する住宅への防犯機器等の導入助成事業に要する経費の一部を都が支援し、もって都民の防犯意識の高揚と安全で安心な暮らしの実現に寄与するための東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「防犯機器等」とは、侵入盗被害防止に有用とされ、区市町村が要綱等で助成対象として定める機器等をいう。
- (2) 「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（専用使用権のついた共用部分を含む。）をいう。
- (3) 「住民」とは、東京都内に住民登録があり、その住所に居住している個人をいう。
- (4) 「世帯」とは、在住する区市町村の住民基本台帳に登録されている世帯をいう。

(実施主体)

第4条 本事業の実施主体は、区市町村とする。

(補助対象事業)

第5条 この補助金は、区市町村が行う防犯機器等の導入助成に係る事業（以下「防犯機器等導入助成事業」という。）に対し、予算の範囲内において区市町村に交付する。この場合において、第9条第1項の交付の決定の前に実施されたものも対象とする。

(補助対象経費等)

第6条 この補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額は別表1、区市町村へ交付する事務費及び事務費交付限度額は、別表2のとおりとする。

2 補助対象経費は、防犯機器等導入助成事業において区市町村が支出する経費のうち、知事が必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 共同住宅における共用部分への設置の場合

- (2) 購入以外の方法で取得した防犯機器等の場合
- (3) 住宅に併設されている店舗や事務所への設置の場合
- (4) 管理者や管理組合など住民以外が導入する場合
- (5) 転売・譲渡等を目的とする場合
- (6) 令和7年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業の補助を受けた場合

(交付申請)

第7条 区市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める申請期間内に、令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る補助金交付申請書兼事業計画書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8条 第9条第1項の交付の決定には、次の各号に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 東京都防犯機器等購入緊急補助事業の補助の対象者（以下「対象者」という。）が都内に住所を有し、その住所に居住している個人であることを確認すること。
- (2) 対象者から区市町村の定める申請書やその他必要書類の提出があり、かつ助成要件を満たしていることを確認すること。
- (3) 事業の執行に当たっては、公正かつ透明性を確保して行われるようにしなければならないこと。
- (4) 第7条及び第15条の規定により提出した書類の内容に誤りがあることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告すること。
- (5) 同一の補助対象機器について、都又は都が出資その他財政支出等を行う法人から補助金、助成金等の交付を受けていないこと。

(交付決定)

第9条 知事は、第7条の交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 知事は、前項の交付の決定を行ったときは令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る補助金交付決定通知書（別記第2号様式）、不交付の決定を行ったときには令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により区市町村長に通知する。
- 3 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 4 交付申請書が到達した日から、当該申請に係る第1項の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(事業の内容変更等)

第10条 区市町村長は、前条第1項の規定により決定された交付決定額を上回る補助を実施

する場合、事業の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る事業内容の変更等承認申請書（別記第4号様式）を、必要な書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第11条 区市町村長は、第9条の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、区市町村長は遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第12条 知事は、第9条第1項の規定による交付の決定を行った後、天災地変その他交付の決定の後に生じた事情の変更により事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（事業遅延等の報告）

第13条 区市町村長は、令和9年3月31日までに事業を完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る事業遅延等報告書（別記第5号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（事業状況報告）

第14条 知事は必要に応じ、区市町村長に対し期限を定めて補助対象事業の状況について報告を求めることができる。

2 前項の報告は、令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る事業実施状況報告書（別記第6号様式）により、行わせるものとする。

（事業実績報告）

第15条 区市町村長は、補助金の交付の決定の日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る事業実績報告書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 知事は、前条の令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じた調査等を行うものとする。

2 前項の調査等により、前項の報告書の内容がこの補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る補助金交付額確定通知書（別記第8号様式）により区市町村長に通知するものとする。

（是正のための措置）

第17条 知事は、前条第1項の調査等の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村長に対し、当該補助対象事業につき、これに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

（補助金の支払等）

第18条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

2 区市町村長は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る補助金請求書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第19条 知事は、区市町村が次のいずれかに該当する場合は、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。
- (4) 第8条第4号に規定する報告を受けた場合

（補助金の返還）

第20条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に区市町村に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助金の経理等）

第21条 区市町村長は、事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

（検査）

第22条 区市町村長は、知事が東京都職員をして、事業の運営及び経理等の状況について検査

させた場合又は事業について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第 23 条 第 19 条第 1 号から第 3 号までの規定によりこの補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを行い、第 20 条の規定により当該補助金の返還を命じたときは、知事は、区市町村が当該補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合のその後の期間においては既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を区市町村に納付させなければならない。

2 前項の規定により当該補助金の返還を命じた場合において、区市町村長が定められた納期日までに当該補助金を納付しなかったときは、知事は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第 24 条 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、区市町村の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 25 条 第 23 条第 2 項の規定により知事が延滞金の納付を命じた場合において、区市町村長に返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第 26 条 非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の区市町村の措置については、知事が指示するところによる。

(文書等の様式)

第 27 条 申請書、通知書及び報告書等の様式は、別記のとおり定める。

(その他)

第28条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、実施細目で定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 補助対象経費等

対象経費	都補助率	都補助限度額
防犯機器等導入助成事業であって、住民がその居住する住宅に実施する防犯対策のうち防犯機器等の購入及び設置に係る経費	2分の1以内(※) ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ※都民負担額に対する補助率であり、区市町村には全額補助	1世帯あたり1万円 ただし1世帯あたり1回限りとする。

別表2 事務費交付額等

知事が交付の決定をした世帯数に基準額を乗じた額とし、下表区分ごとに限度額を設定する。
基準額は、800円とする。

区分	区市町村の世帯数	事務費交付限度額
1	35万以上	7,000千円
2	30万以上 35万未満	6,000千円
3	25万以上 30万未満	5,000千円
4	20万以上 25万未満	4,000千円
5	15万以上 20万未満	3,000千円
6	10万以上 15万未満	2,000千円
7	10万未満	1,000千円

※令和8年1月1日現在 東京都の人口(推計)を基準とする。

第1号様式（第7条関係）

区市町村文書番号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

区市町村長名

令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る補助金交付申請書兼事業計画書

標記の補助金に係る事業を別紙のとおり行うので、令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る区市町村補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を申請する。

補助金交付申請額 金 円

本申請についての連絡先

所管部課係名		
職・担当者名		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

第1号様式 別紙

区市町村名：_____

1 補助金交付申請額
金 _____ 円

2 助成計画世帯数
〇〇世帯

3 補助金交付申請額の内訳

(1) 補助対象経費等関係

(単位：円)

品 目 名	助成計画世帯数	補助対象経費	交付申請額
合 計			

※交付申請額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 事務費関係

・令和8年1月1日時点での世帯数_____／要綱別表2の区分_____／限度額_____千円

…①

基準額	助成計画世帯数	基準額×助成計画世帯数 …②	都への申請額※
800円／1世帯あたり	世帯		円

※①と②を比較して、低い額を記入すること。

第1号様式 別紙

区市町村名： _____

(1) 事業名
(2) 事業の目的・必要性
(3) 事業概要
(4) 事業で見込まれる効果

(5) 事業の実施スケジュール

※今年度の事業実施計画について記入すること。

4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

(6) 事業に要する経費

(単位：円)

総事業費 (A)	補助対象外経費 (B)	補助対象経費 (C=A-B)	都補助金額

※別途事業の要綱等を添付すること。

※都補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

文 書 番 号
令和 年 月 日

区 市 町 村 長 殿

東京都知事
〇〇 〇〇

令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る補助金交付決定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付（区市町村番号）で申請のあった令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る補助金については、下記により交付する。

記

1 補助金交付額

金 円

2 補助対象事業

この補助金の交付の対象となる事業は、区市町村が申請書に記載した事業とする。

3 その他

事業を行うに当たっては、令和8年度防犯機器等購入緊急補助事業に係る区市町村補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第3号様式（第9条関係）

文 書 番 号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

区 市 町 村 長 殿

東京都知事
〇〇 〇〇

令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る補助金不交付決定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付（区市町村文書番号）で申請のあった令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る補助金については、審査の結果交付しないことに決定したため、下記のとおり通知する。

記

- 1 不交付事業
- 2 不交付の理由

区市町村文書番号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

区市町村長 名

令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る事業内容の変更等承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付（文書番号）をもって交付決定の通知のあった標記事業の内容を下記のとおり変更（中止）したいので、令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る区市町村補助金交付要綱第10条の規定に基づき、承認を申請する。

記

- 1 補助対象事業（同要綱第5条に規定する事業名）
- 2 補助金交付決定額
金 円
- 3 変更（中止）の内容
- 4 変更（中止）の理由

東京都知事 殿

区市町村長 名

令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る事業遅延等報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付（文書番号）をもって交付決定の通知のあった標記事業について、令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る区市町村補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助対象事業（同要綱第5条に規定する事業名）
- 2 事業の進捗状況
- 3 事業遅延等の内容及び原因
- 4 事業遅延に対する措置
- 5 事業完了の予定

東京都知事 殿

区市町村長 名

令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る事業実施状況報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付（文書番号）により交付決定のあった標記事業について、令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る区市町村補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおりその実施状況を報告する。

記

事業実施状況（内訳は別紙のとおり）

（単位：円）

補助対象事業名	交付決定額
合 計	

本報告についての連絡先

所管部課係名		
職・担当者名		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

第6号様式 別紙

区市町村名： _____

(単位：円)

品 目 名	助成世帯数	補助対象経費	交付決定額
合 計			

第6号様式 別紙

区市町村名： _____

(1) 事業名			
(2) 事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで			
(3) 事業の具体的な内容			
(4) 事業に要した経費 (単位：円)			
総事業費 (A)	補助対象外経費 (B)	補助対象経費 (C=A-B)	都補助金額
※都補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。			
(5) 事業の実施状況（内容や実施時期、頻度等）			

東京都知事 殿

区市町村長名

令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る事業実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付（文書番号）により交付決定の通知のあった標記事業が完了したので、令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る区市町村補助金第15条の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

記

事業実績（内訳は別紙のとおり）

（単位：円）

補助対象事業名	交付決定額	都補助金所要額
合 計		

本報告についての連絡先

所管部課係名		
職・担当者名		
連 絡 先	電話番号	
	メールアドレス	

第7号様式 別紙

区市町村名： _____

1 都補助金所要額

2 助成世帯数

3 都補助金所要額の内訳

(1) 補助対象経費等関係

(単位：円)

品 目 名	助成世帯数	補助対象経費	交付決定額	都補助金所要額
合 計				

※都補助金所要額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 事務費関係

・要綱別表2に記載されている区分 _____ / 限度額 _____ 千円…①

基準額	助成世帯数	基準額×助成世帯数 …②	都補助金所要額※
800円/1世帯あたり	世帯	円	円

※①と②を比較して、低い額を記入すること。

第7号様式 別紙

区市町村名： _____

(1) 事業名			
(2) 事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで			
(3) 事業の具体的な内容			
(4) 事業実施後又は今後見込まれる効果等			
(5) 事業に要した経費			
(単位：円)			
総事業費 (A)	補助対象外経費 (B)	補助対象経費 (C=A-B)	都補助金額
※都補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。			
(6) 事業の実施状況（内容や実施時期、頻度等）			

第7号様式 別紙

審査の状況

確認結果	申請者については、都内に住民登録があり、その住所に居住している者であることを確認した。	<input type="checkbox"/>
	1世帯で複数の申請がされていないことを確認した。	<input type="checkbox"/>
	令和7年度事業において申請されていないことを確認した。	<input type="checkbox"/>
	店舗や事務所等ではないことを確認した。	<input type="checkbox"/>
	防犯機器等を共同住宅に設置する場合、管理者等の同意を得ていることを確認した。	<input type="checkbox"/>
	防犯機器等を賃貸物件に設置する場合、所有者や管理者等の同意を得ていることを確認した。	<input type="checkbox"/>
	カメラ機能の付いている機器の場合、設置場所及び撮影範囲が、申請者である住民の管理の及ぶ範囲内であること、撮影範囲内にやむを得ず管理の及ばない範囲が入る場合は、撮影範囲内に入る住宅等の使用者に同意を得ていること等を確認した。	<input type="checkbox"/>
	購入品の領収書等の内容が適正であるか確認した。	<input type="checkbox"/>
	購入以外の方法で取得した防犯機器等ではないことを確認した。	<input type="checkbox"/>
	購入した防犯設備は申請者が使用し、転売や譲渡等を目的としないことを確認した。	<input type="checkbox"/>
申請者に対し、補助要件を満たしていないこと、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合に、補助金を速やかに返還することを確認した。	<input type="checkbox"/>	

事業完了後、事業の成果について、帳簿、書類等の確認を行い、令和7年度内に事業を履行したことを確認した。

年 月 日

区(市町村)

部

課

課長名

印

区 市 町 村 長 殿

東京都知事
〇〇 〇〇

令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る補助金交付額確定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付（文書番号）により交付決定した令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業補助金については、令和〇〇年〇〇月〇〇日付（区市町村文書番号）をもって提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、下記のとおり確定する。

記

- 1 補助金交付確定額
金 _____ 円
- 2 内訳
別紙のとおり

第8号様式 別紙

区市町村名：_____

1 補助金交付確定額

2 助成世帯数

3 補助金交付確定額の内訳

(1) 補助対象経費等関係

(単位：円)

事業名	交付確定額
合 計	

(2) 事務費関係

交付確定額
円

第9号様式（第18条関係）

区市町村文書番号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

住所
区市町村長名

令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る補助金請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付（文書番号）をもって確定通知のあった標記補助事業について、令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る区市町村補助金交付要綱第18条第2項の規定により、下記のとおり請求する。

記

請求額 金 円